

仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな働き方改革への取組として、県外の企業又は団体（以下「企業等」という。）の社員又は職員（以下「社員等」という。）が、本市の宿泊施設に滞在しながらテレワークや仕事と余暇を組み合わせたワーケーションに取り組む場合、市内消費の増加など地域経済の活性化を図ることを目的とし、予算の範囲内において交付する仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方
- (2) ワーケーション テレワーク等を活用し、温泉地など普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事をを行うこと。
- (3) 企業等 本市に支社や支店、営業所などを有しておらず、かつ、法人の本店所在地が県外の企業又は団体

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は第1号の企業等に所属し、かつ、第2号から第6号までの要件を全て満たす企業等に勤める社員等（中小企業・小規模企業者においては役員を含む。）とする。

- (1) テレワークの活用を通して柔軟な働き方を推進する企業等。
- (2) 法人として既に1年以上の事業活動実績があること。
- (3) 企業等から宿泊費を支給されていないこと。ただし、社員等が企業等に当該補助金の活用を事前相談し、承認を得た上で、社内規定等に基づき、企業等が支給する場合は、この限りでない。
- (4) 国・都道府県その他の公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (6) 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

(補助金の補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、補助事業取組年度内において、補助対象者が利用する市内の宿泊費の実費に限るものとする。

(補助限度額)

第5条 社員等1人当たりの補助限度額は次のとおりとし、かつ同一社員等が同一の年度内に利用できるのは1回までとする。

補助対象経費	補助限度額	限度日数
宿泊費（食事代は除く）	2,000円／1泊	7泊

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）及びテレワーク・ワーケーション利用促進事業申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當であると認めたときは、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適當でないと認めたときは、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付する補助金の額を確定し、仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条により補助金の額の確定を受けた者は、速やかに仙北市テレワーク・ワーケーション利用促進事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。